

## 報告事項 1 令和 7 年度こども誰でも通園制度について

## 令和 7 年度 旭川市誰でも通園制度における変更点について（予定）

No.	項目	令和 6 年度の取扱い	令和 7 年度の取扱い（予定）
1	施設数	4 施設（応募 7 施設から 4 施設を選定した）	> 実施意向があつて基準を満たす施設で実施 （※11月の意向調査の結果から10～20程度の手上げを想定）
2	定員数	1 施設 1 日当たり 3 名	> 各施設にて設定
3	受入れ時間・受入れ日	午前・午後をまたがない 4 時間以内	> 各施設にて決定する。
4	自由通園と定期通園の実施形態	自由通園と定期通園の両方を実施する。	> 各施設にて判断 （自由通園・定期通園両方の実施、一方のみの実施も可）
5	利用者負担	3 0 0 円（低所得世帯など減免あり）	> R6と同じ（国の基準どおり）
6	利用時間の限度	1 0 時間	> R6と同じ（国の基準どおり）
7	食事	原則提供しない （施設判断により提供あり。提供時は実費負担）	> 各施設にて判断（費用は実費徴収）
8	障害児の受入れ	各施設にて判断	> 各施設にて判断
9	訪問保育（医ケア児など）	実施なし	> 各施設にて判断（受入れ時は関係者会議を開催する）
10	面積基準・職員配置	一般型一時預かりと同等の基準	> R7.3交付の条例案のとおり（協議事項の資料参照）
11	（※ 一般型における保育士の配置）	（※R6は、一般型・余裕活用型の区分なし） ・現に行っている保育と合わせて、条例の基準（0歳は3人につき1人以上、1～2歳は6人につき1人以上）を満たす保育士が配置されていること（保育所等） ・上記に加えて、最低2人以上の保育士等を配置すること（幼稚園等）	> 次の両方の条件を満たす配置が必要（保育所等・幼稚園等共通） （1）R6と同様の児童数に応じた配置基準を満たすこと。 （2）事業所内で2名以上の保育士等が乳児等通園支援事業に専属で従事すること。ただし、は事業所内で別の保育士等の支援が受けられる等一定条件を満たす場合は、専属で従事する保育士等を1名とすることができる。 （※内閣府令における「従うべき基準」のとおり）
12	一般型・余裕活用型の考え方	一般型として実施	> 一般型・余裕活用型のいずれかを実施施設が選択。
13	専用室の必要性	保育所等は不要（合同型）／幼稚園は必要	> 幼稚園においても必須ではない（ただし、幼稚園が0～1歳を受け入れる場合は乳児室・ほふく室の設置が必要）
14	指導計画の策定	定期通園する者について必要に応じて作成	> 利用するすべての子どもに対して個別計画を策定。ただし、通園頻度などに応じて柔軟な形式等で行うことができる。（国の手引き案に準じる）
15	通園児童の記録	日々の保育の状況を記録する。	> 実施内容やこどもの育ち等に関する内容を記録する。 （国の手引き案に準じる）